独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (理事長 小野 旭)

URL:http://www.jil.go.jp 労働政策研究所労使関係・労働法部門 統括研究員 上村 俊一 (電話)03-5991-5218 主任研究員 小堀 幸一 (電話)03-5991-9303

「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制 に関する調査研究」報告書について

産業構造の変化や労働者の働き方の変化という社会経済状況の変化の中で、 ホワイトカラー労働者の労働時間規制の適用除外制度の在り方については、規 制改革・民間開放推進3か年計画や厚生労働省労働政策審議会建議にみられる ように、さまざまな指摘がなされている。

これらの議論にかんがみると、ホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に ついては、労働者のより自律的な働き方と過重労働の防止ないし健康の確保と を調和させるような制度設計が求められる。

こうした観点から、当機構では、厚生労働省からの研究要請を受けて、アメリカ、ドイツ、フランス及びイギリスの 4 か国を対象に、「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」を実施してきたが、今般、その結果を取りまとめたので、公表する。

サマリーはこちら (PDFファイル) 本文はこちら (PDFファイル) 「諸外国におけるホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」サマリー

## 執筆担当者

「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」WG執筆分担

山川 隆一 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 序章 1、2、4

第1章(アメリカ)3

荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授 序章 1、2、4

(労働政策研究・研修機構特別研究員)

橋本 陽子 学習院大学法学部助教授 第2章(ドイツ)

幡野 利通 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 第1章1、2、第4章(イギリス)

水町勇一郎 東京大学社会科学研究所助教授 第3章(フランス)

小堀 幸一 労働政策研究・研修機構主任研究員 序章3

(注1) は座長を表す。

(注2)執筆分担者が重複しているところは共同執筆である。

### 調査研究の目的

産業構造の変化や労働者の働き方の変化という社会経済状況の変化の中で、ホワイトカラー労働者の労働時間規制の適用除外制度の在り方について、規制改革・民間開放推進3か年計画や厚生労働省労働政策審議会建議にみられるように、さまざまな指摘がなされている。

これらの議論にかんがみると、ホワイトカラー労働者に係る労働時間法制については、労働者のより自律的な働き方と労働者の過重労働の防止ないし健康の確保とを調和させるような制度設計が求められる。

こうした観点から、本調査研究は、諸外国におけるホワイトカラー労働者に係る労働時間 法制について、適用除外制度を中心に、法制度の内容とその運用の実態を把握し、あわせて 比較法的考察を試みるものである。

### 調査研究の対象と方法

本調査研究は、労働時間規制に関する比較法研究という観点から重要と考えられる欧米主要4か国(アメリカ、ドイツ、フランス及びイギリス)を対象に、平成16年4月から平成17年3月までの期間に実施した。また、ホワイトカラー労働者に関する労働時間制度の適用除外制度に加えて、これと同様の機能を果たすと考えられる制度及びその前提としての一般の労働者の労働時間制度についても必要な範囲で対象とした。

### 調査研究の結果の概要

## 第1 一般の労働者の労働時間制度

主要4か国の一般の労働者に関する労働時間制度の概要は、別添のとおりである。

### 第2 ホワイトカラー労働者に係る労働時間規制の適用除外等

### <アメリカ>

ホワイトカラー・エグゼンプションの対象労働者は、いずれも、以下のような一定の要件を満たす職務を遂行し、一定水準以上の賃金を得ており、かつ、欠務時間分の賃金カットを受けないことを基本条件とし、これに該当すれば、公正労働基準法の最低賃金(第6条)及び割増賃金(第7条)の規定の適用を受けない。

具体的な要件・類型は以下のとおり。(労働長官規則 29C.F.R. § 541.4)

### 1 一般原則

ホワイトカラー・エグゼンプションの規定は、腕力・身体的技能及び能力を用いて、主として反復的労働に従事する肉体労働者(manual laborer)その他のブルーカラー(blue collar)労働者には適用されない。

## 2 俸給要件

- ア 食事・宿舎その他の便益供与分を除いて、週当たり 455 ドル以上の賃率で俸給基準により賃金支払いがなされていること
- イ 「俸給基準」要件を満たすためには、何らかの労働がなされた週においては、実際に 労働した日時や時間にかかわらず、あらかじめ定められた金額を支払う必要がある。
- ウ 使用者が意図的に俸給基準に基づく賃金支払いをなしていない場合には、当該不適切な減額を行ったとされる管理職の下で労働する同じ職務分類の被用者について、適用除外の効果は否定される。ただし、 明確に伝達された方針において不適切な減額を禁止し、 苦情申立手続を導入し、 あらゆる不適切な減額に対する補償を行い、かつ、今後は減額に対する規則を定めて遵守する旨の誠実な約束をすれば、エグゼンプトとしての取扱いを維持することができる。
- エ 次の場合に限り使用者は俸給を減額することが認められている。

個人的な理由による欠務が1日以上に及ぶ場合

病気又はけがによる欠務が1日以上に及び、かつ、休業補償金等が支給される場合 重大な安全規律違反に対する出勤停止処分の場合

職場服務規律違反に対する出勤停止処分の場合 等

### 3 職務要件

(1) 管理職工グゼンプト(真正な管理職(executive)の資格で雇用される被用者) 次の4つの要件の全てを満たすことが必要。なお、年間賃金総額 100,000 ドル以上の者は、 のほかに、 、 又は の要件のいずれかを満たせば足りる。

食事・宿舎その他の便益供与分を除いて、週当たり 455 ドル以上の賃率で、俸給基

準で賃金支払いがなされていること

主たる職務が、当該被用者が雇用されている企業又は慣習的に認識された部署又はその下位部門の管理であること

通常的に、他の2人以上の被用者の労働を指揮管理していること

他の被用者を採用若しくは解雇する権限を有するか、又は他の被用者の採用若しくは解雇、および昇級、昇進その他処遇上のあらゆる変更に関して、その者の提案及び 勧告に対し特別な比重が与えられていること

「主たる職務」の判断においては、(i)主たる職務に対するエグゼンプト職務の相対的重要性、(ii)当該適用除外職務に従事した時間数、(iii)当該被用者の直近の上司からの相対的自由度、及び(iv)当該被用者によってなされたノンエグゼンプト労働に対する俸給と他の被用者に支払われた賃金との関連等の要因を考慮することが要求される。

エグゼンプト労働に従事した時間数は「主たる職務」か否かを確定する有力な指針となり、一般的に労働時間の 50%以上をエグゼンプト労働に費やす被用者は「主たる職務」の要件を充足すると判断される。エグゼンプト労働に関連し、エグゼンプト労働を履行する上で必要な労働に従事したとしても、適用除外の効果は否定されない。

「他の 2 人以上の被用者」とは、2 人以上の常勤被用者又はそれと同等の被用者を 意味する。

(2) 運営職エグゼンプト(真正な運営職(administrative)の資格で雇用された被用者) 次の3つの要件の全てを満たすことが必要。なお、年間賃金総額100,000ドル以上の者は、 のほかに、 又は の要件のいずれかを満たせば足りる。

食事・宿舎その他の便益供与分を除いて週当たり 455 ドル以上の賃率で、俸給基準若しくは業務報酬基準で賃金支払いがなされていること

主たる職務が、使用者若しくは顧客の管理又は事業運営全般に直接的に関連するオフィス業務若しくは非肉体的労働の履行であること

主たる職務が重要な事項に関する自由裁量及び独立した判断の行使を含むものであること

「管理又は事業運営全般に直接的に関連する」とは、例えば製造ラインでの労働や 小売店若しくは営業所での製品の販売とは異なる事業運営への支援に直接的に関連す る労働をなしていることが要求される。また、顧客の業務との関連で管理又は事業運 営全般に直接的に関連する」場合にも認められる。

「自由裁量及び独立した判断の行使」とは、当該被用者が直接の命令又は指図に拘束されない、独立した選択権を有していることを意味する。また、マニュアル若しくはその他の規範に記載されている定着した技術、手順又は具体的基準を適用するだけの技能の行使以上のものであることを要する。

(3) 専門職エグゼンプト(真正な専門職(professional)の資格で雇用された被用者) 次の2つの要件をすべて満たすことが必要。なお、年間賃金総額 100,000 ドル以上の者は、 のほかに、 の(i)又は(ii)の要件のいずれかを満たせば足りる。

食事・宿舎その他の便益供与分を除いて週当たり 455 ドル以上の賃率で、俸給基準若しくは業務報酬基準で賃金支払いがなされていること

主たる職務が、(i)科学若しくは学術分野において、通常は長期課程の専門的知識教育によってのみ獲得できる高度な知識を必要とする労働(学識専門職工グゼンプト)、又は(ii)芸術的若しくは創作的能力を必要とするものとして認識されている分野において、発明力、想像力、独創性又は才能が要求される労働(創造専門職工グゼンプト)であること

学識専門職工グゼンプトの職務要件は、 高度な知識を必要とする労働を履行する 被用者であること、 当該高度な知識とは科学又は学識分野におけるものであること、 かつ、 当該高度な知識は長期過程の専門的知識教育によってのみ獲得できるもので あることである。

「高度な知識」は、高等学校レベルでは獲得することができない程度のものであることを要し、「科学又は学識分野」とされていることから、相当高度な知識であっても職人的技能又は技術とは区分される。また、特別な学究的訓練を前提とするものに限定される。

創造専門職工グゼンプトの職務要件は、芸術的若しくは創造的能力を必要とするものであることが確立されている分野において、発明力、想像力、創造性又は才能が要求される労働であることである。なお、一般的な肉体的若しくは知的な能力を有する、又はそのような訓練を受けた者が行える労働は含まれない。

「コンピュータ関連職工グゼンプト」(computer employees)の要件は次のとおりである。

食事・宿舎その他の便益供与分を除いて、(i)週当たり 455 ドル以上の率で、俸給 基準若しくは業務報酬基準で賃金支払いがなされていること、又は(ii)時間当たり 27.63 ドル以上の率で時間給による賃金支払いがなされていること

主たる職務が、(i)ハードウェア・ソフトウェア又はシステムの機能仕様決定のためのユーザーとの相談を含むシステム解析技術及び技法の実施、(ii)試作品の製作を含むコンピュータシステム又はプログラムの設計・開発・ドキュメンテーション・解析・創作・テスト若しくは修正、(iii)マシン・オペレーティングシステムに関連するコンピュータシステム又はプログラムの設計・ドキュメンテーション・テスト若しくは修正、(iv)前述した職務及び同水準の技術を要する作業との組合せのいずれかであること。

1999 年時点で、賃金・俸給雇用者に占めるエグゼンプトの割合は、約21%となっている。

### <ドイツ>

### 1 管理的職員

### (1) 要件

事業所組織法第5条第3項に規定する管理的職員であること

管理的職員とは、事業所又はその部門に雇用される労働者を自己の判断で採用及び解雇する権限を有する者、包括的代理権又は業務代理権(使用者との関係でも重要であることを要する。)を有する者、上記 及び 以外で企業又は事業所の存続と発展にとって重要であり、かつ、職務の遂行に特別の経験と知識を必要とするような職務を通常行う者(本質的に指揮命令に拘束されずに決定を行い、又は決定に重要な影響を及ぼす場合に限る。)

## (2) 効果

労働時間法の適用を受けない。

1970年代の研究では、全労働者に占める管理的職員の割合は2%という推計がなされている。

### 2 協約外職員

法令上の制度ではないが、管理的職員よりも下位の職位に位置しながら、労働協約の適用を受けない労働者が、管理的職員と労働協約の適用を受ける一般労働者との中間に存在する。

## (1) 定義

その活動からもはや協約の人的適用範囲には含まれないが、「管理的職員」には至らない者

## (2) 特徴

ア 一般の労働者と同様に、労働時間法、事業所組織法の適用を受けるが、労働協約上 の労働時間の規制の適用を受けない。

イ 一般に、高度の資格を有し、協約の最高賃金を超える賃金を得ており、一般労働者 とは異なり、その業務に従って自己の責任で労働時間を管理することが期待される。 また、一般に、協約外職員の人事的措置について事業所委員会の関心は乏しい。

### <フランス>

1 経営幹部職員 (cardres dirigeants、労働法典 L.212-15-1 条)

### (1) 要件

労働時間編成上大きな独立性を持つような重要な責任を委ねられていること 自律性の高い方法で決定を行う権限を与えられていること 当該企業又は事業場における報酬システムの中で最も高い水準の報酬を得ているこ لح

## (2) 効果

労働法典上の労働時間規制(労働時間、休息、休日等の諸規定)の適用を受けない。 ただし、年次有給休暇の規定は適用される。

2 労働単位に組み込まれた幹部職員 (cardres integres、労働法典 L.212-15-2 条)

## (1) 要件

産業部門労働協約又は 1947 年 3 月 14 日の全国幹部職員退職年金 (AGIRC) 労働協約第 4 条第 1 項にいう幹部職員の資格を有すること

その職務の性質ゆえに、自らが組み込まれている作業場、部課、作業班に適用される集団的労働時間に従って勤務していること

## (2) 効果

一般の労働者と同様に、労働法典上の労働時間規制が適用される。

超過時間労働が規則的・恒常的に行われている場合には、個別労使の合意等を要件として、週、月又は年単位での労働時間数の概算見積合意とこれに基づく報酬の支払いが可能。この場合、その報酬額は、少なくとも当該企業に適用される最低賃金及び超過時間労働に対する加算・割増を考慮して当該労働者が受け取るであろう額以上のものでなければならない。概算見積合意における労働時間、報酬を超えて実労働がなされた場合には、超過時間労働として、使用者は割増賃金等を支払わなければならない。

3 その他の幹部職員(autres cardres、労働法典 L.212-15-3条)

労働法典上の労働時間規制の適用を受けることを前提に、個別労使の概算見積合意によって、労働時間の長さ及び報酬額を一定のものとして概算的に設定することができる。

## (1) 要件

産業部門労働協約又は 1947 年 3 月 14 日の全国幹部職員退職年金 (AGIRC) 労働協約第 4 条第 1 項にいう幹部職員の資格を有すること

「経営幹部職員」の要件を満たさないこと

「労働単位に組み込まれた幹部職員」の要件を満たさないこと

### (2) 効果

ア 拡張適用される産業部門労働協約・労使協定又は企業・事業場協約・協定において 対象となる幹部職員の範囲及び概算見積合意の主たる形態・性格をあらかじめ定めた 場合には、同協約・協定の範囲内で、個別労使の概算見積合意により週、月又は年単 位で労働時間の長さを決定することができる。

協約・協定を欠く場合には、週又は月単位でしか概算見積合意により労働時間の 長さを決定することはできない。

イ 年単位での労働時間数の概算見積を定める場合には、拡張協約・協定において法定 労働時間の年間相当時間(1,600時間)と超過時間労働の年間枠(拡張協約・協定が定 める時間又は 180 時間)とを合計した時間を超えない範囲で定めなければならない。また、休息及び休日に関する法定基準を遵守することを条件に、拡張協約・協定において、1日又は1週の最長労働時間(1日10時間、1週48時間、12週平均44時間)に代わる上限を定めることができる。

- ウ 労働時間数の概算見積合意の場合、その報酬額は、少なくとも当該企業に適用される最低賃金及び超過時間労働に対する加算・割増を考慮して当該労働者が受け取るであろう額以上のものでなければならない。概算見積合意における労働時間、報酬を超えて実労働がなされた場合には、超過時間労働として、使用者は割増賃金等を支払わなければならない。
- エ 年単位での労働日数の概算見積を定める場合には、拡張協約・協定において年間 217 日を超えない範囲内で労働日数を定めなければならない。実際の労働日数が協約・協定上の労働日数を超えた場合には、超過日数分の代替休日を翌年の最初の 3 か月以内に付与しなければならない。
- オ 実質的な労働時間短縮を享受していない、若しくは、使用者から課される拘束とは 無関係な報酬が支給されている場合には、当該幹部職員は、被った被害に応じて算定 された賠償手当の支払いを求めて裁判所に訴えを提起することができる。

労働者全体に占める幹部職員(経営幹部職員、労働単位に組み込まれた幹部職員、その他の幹部職員)の割合は2割とされており、このうち労働単位に組み込まれた幹部職員は幹部職員全体のおよそ58%を占めるとの推計がなされている。

### <イギリス>

1 測定対象外労働時間(労働時間規則第20条第1項)

### (1) 要件

労働時間の長さが測定されていない、又はあらかじめ決定されていないか若しくは当該労働者自身によって決定することができる特別な性質の活動に従事する労働者であること。

なお、上記の要件に該当する労働者の例示の一として幹部管理職(managing executive) が掲げられている。

### (2) 効果

労働時間規則の法定労働時間、休息・休日及び深夜労働の規定の適用を受けない。ただし、年次休暇の規定は適用される。

2 通常の労働時間と測定対象外労働時間がある場合(労働時間規則第 20 条第 2 項)

### (1) 要件

労働者の労働時間の中に、その長さが測定されている、又はあらかじめ決定されている若しくは当該労働者自身によって決定することができない部分がある一方で、その特

別な活動の性質上、使用者に要求されることなしに、測定されていない、又はあらかじめ決定されていないか若しくは当該労働者自身で決定することができる時間があること

## (2) 効果

労働時間の長さが測定されていない、又はあらかじめ決定されていないか若しくは当該労働者自身によって決定することができる部分の労働に関しては、労働時間規則の法定労働時間、深夜労働の規定の適用を受けない。

対象を限定しない上に事前の個別合意のみを要件とする簡便な方法であることから、「個別的オプト・アウト」が、法定労働時間の規定の適用を排除する最も簡便かつ効率的な制度として、他の適用除外規定に優先して用いられている。

### 第3 日本のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制との比較法的検討

## (1) ホワイトカラー特有の労働時間制度

ホワイトカラー労働者の中の一定の労働者についての労働時間規制の適用除外制度は調査対象国及び日本のいずれにも存在する(アメリカのホワイトカラー・エグゼンプション、ドイツの管理的職員、フランスの経営幹部職員及びイギリスの幹部管理職)。適用除外以外の法令上の特別な取扱いとしては、フランスの概算見積合意制度、イギリスの個別的オプト・アウトの制度があるが、前者は割増賃金の計算を容易にする趣旨にとどまり、後者は他に例がなく欧州委員会からも批判を受けている等の点でやや異例の制度である。わが国の裁量労働制は、実労働時間規制に代えて労働時間のみなし制という特別の法技術を採用している点で特色を有する。

## (2) 各国の制度・運用の比較

## ア 適用除外制度における要件とその位置付け

いわゆる管理職ホワイトカラーについて適用除外の要件に含まれうるものとしては、 職務の遂行や労働時間の決定に関する自律性、 職務内容の責任や重要性(部下の人 事管理に係わる場合とそれ以外の事業運営に係わる場合がある。)、 報酬の水準やそ の支払形態などが挙げられる(専門職の場合は、 は職務内容の専門性等となる。)。

ドイツでは 及び が中心で も考慮要素に、フランスでは 、 及び のいずれもが要件になっている。アメリカでは、概ね 、 及び が要件となっているが、特にの要件が具体的である(金額の明定、遅刻等による賃金減額の禁止(俸給基準)など)。なお、イギリスは、基本的に の労働時間決定の自律性のみを要件としているようである。

これに対して、わが国の労働基準法上の管理監督者は、 、 及び のいずれの要素をも含んだものとなっているが、「労働条件の決定その他労務管理につき経営者と一体的立場にある者」という一般的判断基準の要素とされるに過ぎず、特に については、アメリカと比較して、抽象的である。すなわち、アメリカでは、公正労働基準法の規定

自体はさほど詳細ではないが、行政規則により、 から の各要素について詳細な基準が明らかにされ、 については具体的な金額が示されているなど、要件の明確化が図られている。

## イ 運用実態について

適用除外制度の適用範囲については、ドイツやフランスでは相当に狭いことが窺われるのに対して、アメリカでは、その範囲は相当に広い。これに対してわが国の管理監督者の範囲(部長、課長の全労働者に占める比率はそれぞれ 3.8%、8.3%)は、アメリカよりかなり狭いもののドイツよりは相当に広いのではないかと推測される。

適用除外対象者を含めたホワイトカラー労働者の働き方については、労働者全体として労働時間が短いドイツ、フランスでも、それぞれ信頼労働時間制の下での働き過ぎの問題や管理職の過重労働がもたらすストレスの問題が指摘されており、アメリカやイギリスでは、労働者全体についても独仏より労働時間が相当に長いうえ、ホワイトカラー労働者の長時間労働は少なくないものと見受けられるが、これらいずれの国においてもホワイトカラー労働者の働き過ぎやいわゆる過労死、過労自殺が大きな問題として捉えられるには至っていない。

### ウ 裁量労働制との比較

日本の専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制はそれぞれアメリカの専門職工グゼンプト、運営職工グゼンプトと相当程度共通する面があると考えられるが、アメリカの適用除外制度においては実体的な要件のみが課せられるのに対して、日本の裁量労働制においては手続的要件(専門業務型における事業場における労使協定の締結、企画業務型における労使委員会の決議)が存在するほか、協定や決議において健康福祉確保措置や苦情処理措置など(企画業務型にあっては対象者本人の同意を要する旨を含む。)を定めることも要求されている。

### (3) 比較に当たって考慮すべき事項

### ア 制度趣旨との関係

各国の労働時間法制の在り方は、 労働時間の長さを直接規制する方式(ヨーロッパ大陸諸国)、 時間外労働に割増賃金を支払わせることによりコスト面からの圧力をかける方法(アメリカ)がある。必ずしも論理必然的なものではないにせよ、 の方式は、一定の時間を超える労働は労働者の健康や福祉を害するので、現実にその発生を防止するとの発想を基礎に置き、例外を認めるに当たっては厳格な態度をとるのが自然である。これに対して、 の方式においては、そうした発想の比重は相対的に少なくなり、例外を認めるに当たっては必ずしもそれほどの厳格さは要求されなくなると考えられる。

### イ 法の実効性確保との関係

適用除外の範囲が広く、裁判例が多数蓄積しているアメリカが参考となるが、アメリカにおいては、俸給基準要件に違反して不適切な減額措置を行った場合には、同一事業

場の当該措置を行った管理者の下で同一職務に従事していた労働者全員について適用除外の効果が否定されるほか、倍額賠償金の請求、同様の立場に置かれた労働者による集団訴訟、行政機関たる労働省による民事罰としての罰金の支払命令や訴訟提起等のシステムがある。これに対して日本では、主に行政による監督と労働者本人による訴訟及び付加金の制度があるのみであり、アメリカにおいては法違反に対する実効性確保のシステムが強力である。

## ウ 健康確保措置と労働市場との関係

調査対象国のいずれにおいても、健康確保措置を適用除外制度等に組み込む法政策は、少なくとも一般的ではないが、例えばアメリカにおいては、適用除外対象労働者は休暇の取得等の点でメリハリのある働き方をしており、働き過ぎを強いる会社からは退職してしまうとの指摘がなされており、健康障害を防止し自律的な働き方を確保するためのメカニズムの一つとして、労働市場における転職のしやすさという事情があるのではないか。

# 一般の労働者の労働時間制度の概要

|    | アメリカ   | ドイツ  | フランス  | イギリス  |
|----|--|--|---|---|
| 一時 | 1 週 40 時間。使用者は、週 40 時間を超える労働に対して、当該労働者の通常の賃金率の 1.5 倍の率で割増賃金を支払うこと  | 時間を超えてはならない(労働時間法<br> (Arbeitszeitgesetz 1994。以下「法」という。)   |   | (1) 法定労働時間の原則等<br>使用者は、原則として、各労働者が任意<br>の17週の期間(基準期間(reference period))<br>を平均して各週48時間以上労働しないよう<br>にするため、あらゆる合理的な措置をとら<br>なければならない(労働時間規 <b>則(Working</b><br>Time Regulation 1998)第4条第1項、第2<br>項)。  |
|    | (2) 適用除外<br>以下の職業・職種に属する者については、<br>公正労働基準法第7条の適用が除外される<br>(公正労働基準法第13条)。<br>管理職エグゼンプト、運用職エグゼン<br>プト、専門職エグゼンプト(の「ホワイトカラー・エグゼンコン)<br>・外勤営業職エグゼンプト(の「か動営業工がゼンプトの「か動営業工がゼンプトの「からした」を<br>見解もある。)<br>見解もある。)<br>日報<br>日報<br>農業、水産業の被用者<br>船員<br>自動車運送業、鉄道運送業、航空運輸業の被用者 | 事業所組織法(Betriebsverfassungs-<br>gesetz)第5条第3項の管理的職員<br>公務機関の長及びその代理者、公務に<br>従事する労働者で人事決定権限を有するもの<br>家政共同体において、その保護の下に<br>ある者と共同生活をし、この者を独自の責      | は、労働時間制度の適用が除外される。<br>土地の耕作、畜産、林業等(農事法典<br>上の労働時間規制による)<br>海洋漁業、商船等の海上労働(海上労働<br>働法典等による)<br>国、地方公共団体、行政機関の公務(特別の身分規程による)<br>商業代理人(voyageurs,représentants et placiers)(判例、学説)<br>経営幹部職員(cadres dirigeants)(労働法典 L.212-15-1)等 | (2) 適用除外<br>ア 軍隊・警察その他市民保護規則に入る等別を警察をの他市民保護規則に入るの特別を関係を要求をの他市民保護規則規則を対して、公司のののでは、大学働者(family workers)、宗教的の労労のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のの規定が、大学のでは、大学学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の |
|    | 働者の通常賃金率が法定最低賃金率の 1.5<br> 倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が 5<br> 割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない(公正労働基準法第7条(i))等、特定の  | 時的労働については、法定労働時間、深夜<br>労働者の労働時間、休息・休日に関する規<br>定を適用しないことができる(法第 14 条第<br>1 項)<br>イ 比較的少数の労働者が、それが行われ<br>ないと労働の成果に危険を及ぼし、又も<br>しい損害を及ぼす結果となり得るような労 | 不活動時間を常態的に含む一定の職業及び職務に関して、法定労働時間(35時間)を上回る一定時間の勤務を法定労働時間に相当する勤務とみなす制度。法定労働時間に換算される労働時間は、一定の職業及び職務について、産業部門の場所を経たデクレ等の場合の場合の場合の場合の場合の場合に関係を表して、212-4第4項)、河川運輸(船上従業員):59時間28分食品が、152時間54分で衛・監視企業:52時間39分ホテル、カフェ、レストラン調理人:44     | ている場合、 警備産業の場合、 役務又<br>は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を 26 週まで延長することができる(休息<br>・休日及び深夜労働の規制は適用されない。<br>イ 労働の編成に関する客観的で技術的な<br>理由に基づいて労働協約又は労使協定が<br>理内に基づいるでは、基準期間を 52 週まで延長することができる(規則第 23 条 b  |

|               | 労働させた場合において割増賃金を支払わるかけるがった場合)1万ドル以下の禁固に処せたのの公正労働を法第15条、第16条)1万ドル以下の禁固に処せたり。 第16条(e) 第16条(e) 第17公司 第16条(e) 第1 | 第22条)。<br>イ 小売業において、法定の営業時間を超えて労働させた場合には、2,500ユーロ以下の過料が科される(閉店法第24条第2項)。<br>当該行為を故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合等には、1年以下の自由刑又 | て、1 日につき 30 分から 2 時間の範囲でにつきる。当該労働時間にのがきる。当該労働時間日の付与の対象となる。ウー時の特別(dérogations temporaires) 総対のでは、対策をは対しては、対策のでは、対策のでは、対策のでは、対策のでは、対策のでは、対策のでは、対策のでは、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対しては、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を  | 28 条、第29 条)<br>イ制則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3<br>か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所<br>(Employment Tribunal)に救済を申し立てることができる(規則第30条)。<br>安全衛生執行同又は地等に関する規定を施行する(1974年職場等安全衛生法)。<br>民事訴訟等<br>ア休息・休日、年次有給休暇の権利が侵害された場合には、雇用審判所(Employment Tribunals)に対する救済(賠償金)の申立てイ幹旋・調停・仲裁委員会(Advisory, |
|---------------|--|---|--|--|
| 時間外労働(割増賃金等 ) | に支払わなければならない(公正労働基準法第 16 条(6) 》。<br>将来の違反を禁ずる差止命令<br>労働長官は、割増賃金規制等に係る将来<br>の違反を差し止めるための訴訟を裁判所に<br>提起することができる(公正労働基準法第<br>17 条 》。<br>「法定労働時間」の欄を参照。   | 「法定労働時間」及び「弾力的労働時間制度」の欄を参照。<br>割増賃金について、法令上の規定なし。   | (1) 最長労働時間(durée maximale du travail) ア 使用者は、1 日について実労働時間 10 時間を超えて労働させてはならない(労働法典 L.212-1 第 2 項)。この上限は、拡張適用される産業場協をこの上限は、拡張適用される産業場協を1分働協定又は企業で引き上でることができる(労働法典 L.212-1 等)。イ 使用者は、1週について実労働時間 48 時間を超えて労働させてはならない(労働時間を超えて労働させてはならない(労働時間を超えてはならない(労働時間を超えてはならない(労働時間が選出を対した12週平均の最長労働時間にごりにより週平均の最長労働時間にごうといできる働監督を対したは、1212-7)。(2) 労働で制を超える労働をさせる場合には、分別定労働者は、企業委員会又は、分別定労働者は、企業委員会又は、分別により過失者には、企業委員会又は、分別により過失者には、企業委員会又は、分別には、分別を対した後、対場合は従来 | Conciliation and Arbitration Service)に対する調停手続の依頼  「法定労働時間」の欄を参照。 割増賃金について、法令上の規定なし。  |

監督官の許可を得なければならない。 イ デクレで定められた年間枠(contingent annuel d'heures supplémentaires) (180 時間) 内での超過時間労働の実施には、労働監督 官の許可はに代えて通知で足りる(労働法 典 L.212-6 )。 拡張適用される産業部門労働協約・労 使協定により、異なる年間枠を定めること ができる。 (3) 割増賃金 週35時間を超えて労働させた場合には 拡張適用される産業部門労働協約・労働協 定によって定められる 10 %以上の割増率の 割増賃金を支払わなければならない(労働 法典 L.212-5 )。 拡張適用される産業部門労働協約 働協定がない場合には、週35時間を超え週 43 時間以下の時間を労働させた場合には、 25 %の割増賃金を、それを超える部分につ いては 50 %の割増賃金を支払わなければな らない(労働法典 L.212-5) (4) 代償休日(repos compensateur obligatoire) 従業員数21人以上の企業において、使 用者は、労働者に対して、超過時間労働の 年間枠の枠内で行われた週41時間を超える 労働については超過労働時間の50%に相当 する有給の代償休日を、請求権発生後、7・8 月を除く 2 か月以内に、全日又は半日単位 のうち労働者が希望する単位で付与しなけ ればならない。 従業員数20人以下の企業については、 超過時間労働の年間枠を超えた部分の50% に相当する代償休日を付与しなければなら ない(以上、労働法典 L.212-5-1)。 (1) 26週単位の変形制(公正労働基準法第7 (1) 6 暦月又は24 週以内の期間(調整期間) (1) 年単位の変形労働時間制(modulation du 「法定労働時間」の欄を参照。 |を平均して週日の労働時間が 1 日 8 時間を | temps de travail) |力|条(b)(1)) |的| ア`労働協約により 26 週あたり 1.040 時間| 超えない場合に限り、1 日 10 時間まで労働 使用者は、 拡張適用される産業部門労 |労||を上限として、特定の週に法定労働時間を||時間を延長することができる(法第3条)。||働協約・労使協定又は企業・事業場協約・ 働 超えても割増賃金の支払いを要しない。 労働協約又はこれに基づく事業所協定 協定を締結して、一定事項を記載すること、 ただし、どの 26 週をとっても 1.040 時間 により、これより長い調整期間を設定する 労働時間が年間 1.600 時間を超えないこ ことができる(法第7条第1項第1号b)。 以内であることが必要。 と(協約・協定によって年間 1.600 時間よ イーアにかかわらず、1日12時間、1週56 なお、法令上の制度ではないが、こうししの低い上限時間を定めることも可。) |度||時間を超える労働に対しては 1.5 倍の割増||た長い調整期間の枠内で各労働者の労働時||日及び 1 週単位の最長労働時間を遵守する 賃金を支払わなければならない。 |間を銀行口座のように記録・管理し、1 日 8 | こと(労働時間が 1 日 10 時間以下、1 週 48 ウニイを怠った場合又は 26 週について 時間を超える時間外労働を休暇で補償する 時間以下、12 週平均 44 時間以下であるこ 1040 時間を超えて労働させた場合は、26 週 労働時間口座(Arbeitszeitkonto)が普及し と)を要件として、1 年単位の変形労働時 間制を導入することができる(労働法典 の各々について1週40時間の規定が適用さている。 れることとなる。 (2) (1)の特例として、労働協約又はこれに L.212-8) (2) 52週単位の変形制(公正労働基準法第7 基づく事業所協定により、労働時間の中に この場合、当該協約・協定の範囲内でな 常態としてかつ相当程度に手待又は呼出待された労働時間は、法定労働時間(1週35 条(b)(2)) ア`労働協約により、 52 週について 1.840 機が含まれている場合には、 法定労働時 時間)を超えている場合であっても、法定 時間以上 2080 時間以下の時間、時間分の賃 間の規定(法第 3 条)及び 1 日 8 時間を超 外労働時間とならない。 金が保障されること、 52 週について 2,080 える深夜労働の禁止の規定(法第 6 条第 2 使用者は、変形制のプログラムの実施時間を超えた時間について 1.5 倍の割増賃 項)にかかわらず週日の労働時間を 110 時 前に、企業委員会又はこれがない場合には 金が支払われること、かつ、2.240 時間 間を超えて延長でき(法第7条第1項) 従業員代表委員の意見を聴取しなければなを超えて使用されないことが規定されてい 法定労働時間の規定(法第3条) 最低 11 らず、かつ、少なくとも年に 1 回はその実 る場合に、特定の週に法定労働時間を超え┃時間の休息時間(法第5条第1項)及び原┃施状況報告書を企業委員会、これがない場 |則として1日8時間を超える深夜労働の禁|合には従業員代表委員に通知しなければな ても割増賃金の支払いを要しない。 |イ アにかかわらず、1 日 12 時間、1 週 56|止(法 6 条 2 項)にもかかわらず、1 日の|らない(労働法典 L.212-8 )。

|       | 賃金を支払わなければならない。<br> ウ_ イを怠った場合又は 52 调について | 別の書面による同意も必要である(法第 7<br> 条第7項)。<br> (3) 上記のほか、法令上の制度ではないが、 | 労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される当について、 継続的に操業されるる場において、デクレで定められて労働協約 高田される産業部門労働協約 締結でましくは企業・事業場協定の締結ことはなれた場合、サイクル労働を実施すること   |   |
|-------|---|--|--|---|
| 深夜労働  |   | 時間を超えてはならない。1 か月以内又は 4<br> 週以内の期間を平均して週日の労働時間が             | 深夜労働(21 時から 6 時まで)は、労働者の安全や健康の保護の要請を考慮に入れ、かつ、経済活動や公共サービスの継続性を確保する必要性によって正当化される場合にのみ例外的に実施することができる(労働法典 L.213-1 条以下)。   | 準期間を平均して、24 時間ごとに 8 時間を超えることはできない(規則第6条第1項)。なお、労働が特別な危険又は重度の肉体的   |
| 休息、休日 |   | らない(法第9条第1項)<br>イ 緊急・救急隊及び消防隊における場<br>合、 病院その他の人の治療、介護及び介  | 使用者は、2 労働日の間に少なくとも継続した11時間の休息時間を保障しなければならない(労働法典L.220-1)。業務の例外的増大がある場合、拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定等において、1 日の休息時間を9時間まで短縮する規定を置くことができる等の例外がある(労働法典L.220-1、D220-1等)。(2) 週1週の休息時間(週休)(repos | 労働者には、24 時間ごとに少なくとも11<br>時間の連続した日ごとの休息時間が与えられなければならない(規則第10条)。<br>(2) 1週の休息時間(weekly rest period)<br>労働者は、24 時間以上の週ごとの休息時間の権利を有する。この時間は、14 日の基準期間を平均して24時間であればよい。<br>労働協約又は労使協定により、休息・休日に関する規制の適用を修正、排除することが可能(規則第23条)。 |

|        |           |   | 救護、急迫する災害の予防、災害の復旧の場合の緊急労務など、労働法典に列挙された一定の場合には、週休が停止する等の例外がある(労働活典 L.221-12等)。18 才未満の若年労働者には、連続2 日の週の休息時間を付与することが必要(労働法典 L.221-4)。(3) 日曜休日制 週休は、原則として日曜日に与えなければならない(労働法典 221-5)。即時に消費される食料品の製造、ホテル・レストラン業等法令により認められている業種(労働法典 L.221-9~)等については、日曜に労働させることが可能。   |   |
|--------|-----------|---|--|---|
| 年次有給休暇 | 法令上の規定なし。 | ア 労働関係の総続が 6 か月の 1 を 24 で 1 を 24 で 1 を 24 で 1 を 25 で 1 を 26 で 1 を 27 で 27 | ~翌年5月31日)の間に、同一の使用者の下で少なくとも実労働 1 か月に相当は 1 か月に相当は 24 週日)勤務した場合は、1 か月に相当する期間 (4 週又は 24 週日)勤務した場合さ 2.5 労働日の有給休暇権が発生する(労働法に、223-1、L.223-2)。 労働日の有給休暇権発生後、年休を取得年度の終了を待たずに、年休を取得年度できる。 有給休暇権の合計は年間 30 労働日 (5 週)を超方を破ることはできない。 (2)付与方法有給休暇の取得時期は、5月1日~10月31日を含む期間で、(i)労働協約・20人び従業員に、20人で表委員と協議は、20人び従業員に従って、使用者が決定する(労働法典 L.223-7)。 | 2 項(2) 第7項<br>(2) 第7項<br>(2) 第7項<br>(2) 第7項<br>(2) 第7項<br>(2) 第7<br>(2) 第7<br>(2) 第7<br>(4) 第1<br>(4) 第1<br>(5) 第5<br>(5) 第5<br>(6) 第5<br>(6) 第5<br>(7) 第5<br>(7) 第5<br>(7) 第5<br>(8) 8<br>(8) |